

オウム対策住民協議会ニュース

鳥山地域
オウム真理教対策
住民協議会

団体規制法・観察処分の期限が迫っています。 40,000名署名で期間の延長を

オウム真理教は暮れも押し詰まった2000年12月、世田谷区内出張所12ヶ所に分散し、住民票を提出したが、信者が集団転入してきたのはなぜか鳥山地域であった。鳥山地域住民は総合支所と呼応し行動に立ち上がり、翌年1月9日鳥山区民センターホールには、住民700名以上が通路まで埋め尽くす盛り上がりの中、鳥山地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会が結成された。その後活動は苦難の時期もあったが、世田谷区民の暖かい支援もあり13年の長期間継続され、確実にオウム真理教に打撃を与えてきた。2010年にはオウム真理教の主力部隊アレフ信者約40名が足立区に移転、2007年に分裂し結成された、上祐史浩が代表をしているひかりの輪も信者数を減少させ、鳥山施設は今や一桁となった。この事実は住民協議会の日常的な粘り強い活動が、オウム真理教を心理的に追い詰めた結果と言える。



オウム真理教(ひかりの輪)に抗議文を読み上げる

オウム真理教は暮れも押し詰まった2000年12月、世田谷区内出張所12ヶ所に分散し、住民票を提出したが、信者が集団転入してきたのはなぜか鳥山地域であった。鳥山地域住民は総合支所と呼応し行動に立ち上がり、翌年1月9日鳥山区民センターホールには、住民700名以上が通路まで埋め尽くす盛り上がりの中、鳥山地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会が結成された。その後活動は苦難の時期もあったが、世田谷区民の暖かい支援もあり13年の長期間継続され、確実にオウム真理教に打撃を与えてきた。2010年にはオウム真理教の主力部隊アレフ信者約40名が足立区に移転、2007年に分裂し結成された、上祐史浩が代表をしているひかりの輪も信者数を減少させ、鳥山施設は今や一桁となった。この事実は住民協議会の日常的な粘り強い活動が、オウム真理教を心理的に追い詰めた結果と言える。

する法律)15年が期限、翌年1月には、観察処分3年が期限が施行された。どちらも期限付きと言うことで、5年と3年ごとに合計6回の署名活動を行い、国に毎回約40,000名の署名を提出し、要請を行い期間延長を続けてきたことは、オウム真理教に多大なダメージを与えたことは疑いの余地がない。団体規制法、観察処分の内容は、オウム真理教が布教活動をするには最も嫌がる法律だが、その団体規制法が今年12月、観察処分が来年1月と相次いで期限となるため、今回は15年に一度の同時署名活動が必要となる。住民協議会では

本年4月より10月までを、40,000名署名の特別期間に設定して活動を開始している。一気にオウム真理教を解散させることは難しいが、鳥山地域を始め全国各地で「オウム真理教はいらない」の声が、オウム真理教を確実に弱体化させている。さらにオウム真理教を追い詰めるには、今回の署名活動が特に重要となる。世田谷区民の協力で、世田谷区内を始め、全国津々浦々に向け署名を広げていただき、期間の延長を勝ち取る決意だ。

第8回リサイクルバザー(4月12日)へのご協力ありがとうございました。

お蔭様で沢山の皆様にご来場いただきました。詳細は次号でお知らせいたします。

今年も、鳥山地域オウム真理教対策住民協議会では、世田谷区内10大学にパンフレット「こんな勧誘にご用心」を届けました。これは、新入生にカルトの勧誘の手口を知ってもらうためのもので、住民協議会では平成16年より毎年、世田谷区内の大学の意向を聞きながら行っており、今年は昨年を1350部上回る13750部の希望がありました。オウム真理教、統一教会、摂理、などカルト教団は、近年社会経験の未熟な大学生

連載 オウム真理教と闘い続ける⑤ 元鳥山総合支所長 青木俊雄氏より

オウム真理教が突然集団でやって来たのは、鳥山総合支所勤務もかれこれ4年になり、来春は異動確実と思い始めていた2000年の暮れのことです。集団の規模や、建物所有者の積極的な招請など、他の地区でのオウム騒動とは全く異なる異様な状況を見せ始めたことから、これも天命、定年までここで頑張るしかないと感じたことを今でもはつきりと記憶しています。さて、年が明けて早速に住民協議会が立ち上がり活動を開始しますが、行政のなかにあった最前線の支所と本庁との間のズレや、地域の皆さんのなかにもあった考え方の違いを、どう整合させ、協議会活動を展開させていくかが大きな課題となりました。このことでは協議会会長という大変重い責任を、快くお引受けいただいた当時の地域町会連合会長の倉本さんや地域の皆さまに随分助けをいただきました。

パンフレット「世田谷区内10大学に配布 ターゲットに、言葉巧みに教団に誘いこむ事例が報告されています。住民協議会では、パンフレットを配り、被害が減少することを願っています。今年パンフレットを配布していただいた大学は以下の通りです。東京医療保健大学、国士館大学、駒澤大学、産業能率大学、昭和女子大学、日本女子体育大学、日本大学商学部、東京都市大学、成城大学、日本大学文理学部(願不同)

た。また、教団とは毅然と対応しつつも、必要があれば何時でも連絡を取りあえるパイプ作りにも取り組んだことが役立ったこともあり。一例ですが、九州のある自治体にオウムの進出計画があるという触れ込みで議会絡みで出されていた、二東三文の土地の高額での買い取り要請が、結果として全く根拠のない話であったことが判明し、視察に来られた市の職員に直接説明することができたのです。あれから長い時間が経過しましたがオウム真理教の本質は変わりません。分派、分裂し、如何に名称を変えようともオウムの存在を決して許すことはできません。闘いを続けましょう。特に今年には団体規制法及び観察処分の両方の継続を実現していかねばならない大切な年です。無理なく、地域をあげて署名や募金、啓発のための諸活動に取り組む成功させましょう。

オウム真理教（アレフ・ひかりの輪）に対する「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」の存続・強化と「観察処分」の期間更新を求める署名

現在の団体規制法が5年毎に見直され、三度目の見直し時期が平成26年12月に来ます。その団体規制法に基づく「観察処分」も3年毎に期間更新され、その時期も平成27年1月末に来ます。

「観察処分」が再度更新されないと教団は国から安全な団体と認知されたとして、私たちの地域で布教活動や勧誘など、宗教活動を装った教団の活動をさらに積極的に展開することは明らかです。そのうえに教団は「アレフ」「ひかりの輪」と二つに内部分裂して、それぞれが独自の活動を展開し、地域に住む人たちだけでなく、日本国民全体の不安を募らせています。

私たちは教団の魔の手から将来ある子どもたちや若者を守ることはもちろん、地域全体の安全な生活を取り戻したいと願っています。そのためには何としても団体規制法の存続・強化と観察処分の期間更新が必要です。そこで地域住民として下記のことについて強く要請いたします。

記

- 一、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」について存続・強化を図ること。
- 一、「観察処分」の期間更新をすること。
- 一、住民の不安を取り除く抜本的対策として新たな立法を行うこと。

以上

平成26年4月

烏山地域オウム真理教対策住民協議会
会長 甲斐 円治郎

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
法務大臣 様
公安調査庁長官 様
公安審査委員会委員長 様

	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		

①町会、自治会加入の皆様には別途ご依頼する予定です。

②世田谷区以外の方もご協力をお願いします。

【連絡先】烏山地域オウム真理教対策住民協議会

〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14 烏山総合支所内
電話03(3326)1202 FAX03(3326)1050